

厳しい残暑が続きますが、夏バテに負けず今月も頑張りましょう！
さて、「公衆伝達」に関する支分権は、数がたくさんあって条文を見ているだけで勉強する気が萎えてしまいます。でも、心配ご無用！ほんの少し共通点を知っておくだけで、この支分権の理解が円滑になります。今回はそのコツをお教えます。



なかがわ

支分権を理解するコツを掴もう！

な)今回は、著作物を公衆伝達する権利について勉強するよ。

ち)このカテゴリーに属する支分権ってたくさんあってすんなり頭に入らないよネ〜……。

な)そうだね。本セミナーですべての支分権を丁寧に説明することはできないけれど、今回はこのカテゴリーに属する権利の特徴を説明しましょう！



キラーン！

よーし、頑張るゾ〜！

チヨッキー

1. お風呂場での鼻歌は著作権侵害！？

な)お風呂に入っていると、気持ちが良くて鼻歌を歌うことがあるでしょ？
センセイもサザンオールスターズが好きで、よく口ずさんじゃうけど。

ち)サザンはいいよね！ エーリィ〜♪

な)はい、そこで質問！ お風呂で鼻歌を歌ったら著作権侵害になると思う？

ち)え〜！ 鼻歌が著作権侵害になるなんて変でしょ。野生の勘だけ。

な)野生の勘ねえ（笑）。法律的にその理由を考えてみてよ。

ち)確か私的利用のための複製はOKという規定があったよね。お風呂場で歌っているんだから、私的利用でしょ。

条文

私的利用のための複製

30条 著作権の目的となっている著作物は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用することを目的とするときは、次に掲げる場合を除き、その使用する者が複製することができる。(以下略)

な)う〜ん、「著作権侵害ではない」という結論は正解だけど、理由は間違い。この規定は「複製」と一定範囲の「加工」にのみ有効で^{*1}、今回のテーマである「公衆伝達」に対する免罪符にはならないんだよ。

ち)あ、ホントだ。「複製することができる」って書いてある。「実演できる」とは書いていないね。じゃあ、どうして著作権侵害にならないんだろう？

な)ここで公衆伝達に関する条文を見てみよう。

本稿は許可なく複製し、公衆伝達をしていただいて構いません。

<http://www.hanketsu.jiii.or.jp/kaiin/>

※1) 43条は翻案等の加工に関する権利制限を追加しており、私的利用目的の複製に関しては、これに加えて「翻訳、編曲、変形又は翻案」ができると規定している。

上演権及び演奏権

22条 著作者は、その著作物を、**公衆に**直接見せ又は聞かせることを目的として（以下「**公に**」という。）上演し、又は演奏する権利を専有する。

上映権

22条の2 著作者は、その著作物を**公に**上映する権利を専有する。

公衆送信権等**23条**

1項 著作者は、その著作物について、**公衆送信**（自動公衆送信の場合にあっては、送信可能化を含む。）を行う権利を専有する。

2項 著作者は、**公衆送信**されるその著作物を受信装置を用いて**公に**伝達する権利を専有する。

口述権

24条 著作者は、その言語の著作物を**公に**口述する権利を専有する。

展示権

25条 著作者は、その美術の著作物又はまだ発行されていない写真の著作物をこれらの原作品により**公に**展示する権利を専有する。

頒布権**26条**

1項 著作者は、その映画の著作物をその複製物により頒布する権利を専有する。

2項 著作者は、映画の著作物において複製されているその著作物を当該映画の著作物の複製物により頒布する権利を専有する。

譲渡権**26条の2**

1項 著作者は、その著作物（映画の著作物を除く。以下この条において同じ。）をその原作品又は複製物（映画の著作物において複製されている著作物にあっては、当該映画の著作物の複製物を除く。以下この条において同じ。）の譲渡により**公衆に**提供する権利を専有する。（以下略）

貸与権

26条の3 著作者は、その著作物（映画の著作物を除く。）をその複製物（映画の著作物において複製されている著作物にあっては、当該映画の著作物の複製物を除く。）の貸与により**公衆に**提供する権利を専有する。



な) どう？ 赤字部分の共通性に気がついた？

チ) 頒布権以外は、「公衆に」とか「公に」って書いてある。

な) 実は、「頒布」の定義にも「公衆に」という言葉が隠れているんだよ^{※2}。

チ) ということは、このカテゴリーの支分権は、すべて「公衆^{※3}」がかかわる権利なんだね。そうか！ だから「公衆伝達」なんだ。今ごろ気づいたヨ。

な) ハハハ。そういうこと。さっきの答えの理由は「自宅の風呂場での鼻歌は公衆に伝達しておらず、演奏権の侵害にならないから」なんだ。

チ) じゃ、公衆浴場で大声で歌ったら演奏権の侵害になるってことだね！

な) それは、著作権の問題以前に迷惑だからやめましょう！（苦笑）

※2) 頒布権には「公衆に」「公に」という言葉はないが、「頒布」の定義規定には「有償であるか又は無償であるかを問わず、複製物を公衆に譲渡し、又は貸与することをいい、映画の著作物又は映画の著作物において複製されている著作物にあっては、これらの著作物を公衆に提示することを目的として当該映画の著作物の複製物を譲渡し、又は貸与することを含むものとする」と規定されており（2条1項19号）、頒布のなかに「公衆に」という意味が含まれる。

※3) 「公衆」とは不特定少数、不特定多数、特定多数のことを指す。詳細は、2010年2月号の「なるほど著作権セミナー」（p.31～32）を参照。

チ) じゃあ、例えばカラオケボックスで4～5名の仲間で歌うことは、公衆に聴かせるわけではないから、著作権の問題じゃないということだよな？

な) うん、カラオケボックスの場合、公衆への伝達じゃないから著作権で管理される行為ではないね。でも、お店とお客さんとの関係では、お店が不特定のお客さんに楽曲を聴かせるわけだから著作権の問題になります。

ジャイアンのリサイタル、ちょっと見てみたい……。



うーん

チ) ややこしいなあ……。じゃあ、広場で歌うのは？ 例えば「ドラえもん」のジャイアンが空き地で開くリサイタルは著作権侵害なの？

な) まあ、聴きに集まった人が全員友達、つまり特定者でも、あまりに人が多い場合や、逆に誰でも聴きにきていいよという集め方をすると公衆に該当しちゃうかもね。でも、ジャイアンの場合、積極的に聴衆は集まらないわけだから、特定少数の範囲内ってことなんじゃない？

チ) 今度「ドラえもん」を見ると、人数を数えてみようって。

な) やめなさいって (苦笑)。

2. 公衆送信

な) 続いて、数ある公衆伝達の権利のなかで一番身近で重要な公衆送信権について考えてみよう。著作権法上、公衆送信権に関係する単語として「公衆送信」「放送」「有線放送」「自動公衆送信」「送信可能化」といった言葉が出てきます。この機会に定義規定を見てみよう。

条文

公衆送信：公衆によって直接受信されることを目的として無線通信又は有線電気通信の送信を行うことをいう。(2条1項7号の2)

放送：公衆送信のうち、公衆によって同一の内容の送信が同時に受信されることを目的として行う無線通信の送信をいう。(同8号)

有線放送：公衆送信のうち、公衆によって同一の内容の送信が同時に受信されることを目的として行う有線電気通信の送信をいう。(同9号の2)

自動公衆送信：公衆送信のうち、公衆からの求めに応じ自動的に行うもの(放送又は有線放送に該当するものを除く。)をいう。(同9号の4)

送信可能化：次のいずれかに掲げる行為により自動公衆送信し得るようにすることをいう。(同9号の5：以下略)

どうかな？ どれが上位概念でどれが下位概念か分かる？

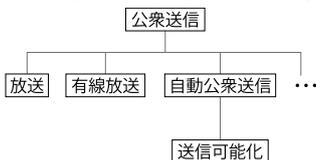
チ) 「公衆送信」に「放送」「有線放送」「自動公衆送信」が含まれていて、さらに「自動公衆送信」のなかに「送信可能化」があるってことだね^{※4}。

な) 正解！ 左図のようにすると、さらに分かりやすいよ。

チ) 「自動公衆送信」ってインターネットのことでしょ？ 「放送」と分ける必要あるのかなあ……。 「放送」でテレビの映像を見るのと、「自動公衆送信」でコンピュータの映像を見るのって、テレビとコンピュータの違いだけじゃない。今はテレビでもネット画像を見ることができるとし！

な) 確かに、受信側からみると違いは感じられないかもね。でも、これは「公衆送信」の問題だから、映像の送り手側から考えてみてね。

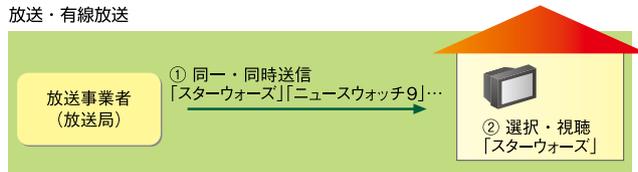
※4) これを図示すると、次の関係になる。



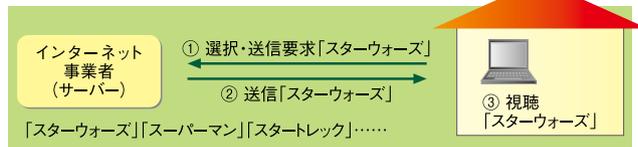
チ)送り手側からね～。テレビ局は一方的に映像を送っているのに、ネットは見る人のリクエストに答えて映像を送っているということが違う、かな？

な)おお、なかなかいいね！ 定義をもう一度確認しよう。「同一内容を同時送信する」のが「放送」であり「有線放送」で、「公衆からの求めに応じて送信する」のが「自動公衆送信」なんだ。

放送・有線放送



自動公衆送信



【「放送・有線放送」と「自動公衆送信」の違い】

例えば、テレビで視聴する場合、「スターウォーズ」「ニュースウオッチ9」などたくさんの番組が電波に乗って自宅のアンテナまで届いている。そして、視聴者が「スターウォーズ」を放映するチャンネルを選択して見るのが「放送」。これに対して、ネットの有料サイトで「スターウォーズ」を見ようと思ったら、視聴者は「スターウォーズ」をリクエストして送信してもらう。これが「自動公衆送信」である。

チ)う～ん、確かに違う。

な)ね！ 今は大容量のHDDレコーダーができて、受信側の同時送信という感覚は薄らいでしまったけど、送り手からみると違う作業をしているんだ。先月のクイズを思い出して。送り手の作業が違うのだから「放送事業者」と「インターネット事業者」は区別されるということが分かるでしょ。

チ)なるほどね。そういえば、「ウィニー事件^{※5}」でも問題になったP2Pのファイル交換もこの公衆送信権の範囲内なんだよね。

な)そうそう、大事な説明を忘れていたよ。個人と個人がつながるファイル交換ソフトも、相手方が不特定だから公衆送信権の守備範囲内なんだ。そして、実際に送信が行われていなくても、ネット上に「公衆送信用記録媒体」、すなわちコンピュータを接続したら「送信可能化」に該当するわけだから侵害行為になってしまうんだ。チョッキーも気をつけてね。

チ)もちろん！ P2Pのファイル交換ソフトは、著作権の問題以外にも、秘密事項が外部に流出したりして、取り返しのつかないことになるものね。それにしても、著作権法ってよくできているねえ～。

※5) 東京高裁 平成19年(う)461 H21.10.8。著作権に基づく刑事事件であるが、ファイル交換ソフト「ウィニー」の開発者が、同ソフトが「匿名性機能」を有するなどの理由から著作権侵害の幫助に問われた事件。原判決は有罪であったが、同控訴審では原判決が棄却され無罪とされた。最高裁に上告中である。

次回は……

著作権の保護期間 について学習します。



今月のクイズです。日本最初の怪獣映画である「ゴジラ」は1954年11月3日に劇場公開されました。映画「ゴジラ」の著作権の保護期間が満了するのはいつでしょうか。



ボクが生まれるだいぶ前だね……。

※解答は p.65



筆者：中川裕幸

中川国際特許事務所 所長・弁理士
〒105-0001
東京都港区虎ノ門3-7-8
ランディック第2虎ノ門ビル5階
Tel : 03-5472-2900



Illustrated by K. Sasaki
URL : <http://www.ks-df.com/>
E-mail : ksdesign55@hotmail.co.jp